

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】 4

### ◇ 告 示

- 北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示【産業経済局地域経済振興部中小企業振興課】 5
- 道路の区域決定【建設局道路部管理課】 6
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 7
- 収納事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】 8
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部保育課】 9

### ◇ 公 告

- 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路部街路課】 10
- 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可の公告【建設局道路部街路課】 11
- 北九州広域都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路部街路課】 12
- 北九州広域都市計画道路事業の認可の公告【建設局道路部街路課】 13
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 14
- 北九州広域都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧【建築都市局計画部都市交通政策課】 15

◇ 教育委員会

- 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 1 6
- 北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 1 8
- 北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 1 9
- 北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 2 0

◇ 市選挙管理委員会

- 北九州市長選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨【行政委員会事務局選挙課】 2 1
- 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】 2 4

◇ 雑 報

- 北九州広域都市計画道路事業の認可の公告【福岡北九州高速道路公社総務部総務課】 2 6
- 道路の工事開始の公告【福岡北九州高速道路公社総務部総務課】 2 7

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則

西田幸生副市長の退任並びに片山憲一副市長及び大庭千賀子副市長の選任に伴い、次のとおり副市長の事務分担及び市長の職務を代理する順序を改めることにしました。

(1) 副市長の事務分担は、次のとおりです。

ア 稲原 浩副市長

(ア) 会計室、危機管理室、デジタル市役所推進室、秘書室、広報室、総務局、財政局及び消防局に属する事務

(イ) 地方自治法第180条の2の規定に基づき、他の執行機関の職員に補助執行させている職務

イ 片山憲一副市長

(ア) 技術監理局、環境局、産業経済局、建設局、建築都市局、港湾空港局、上下水道局及び交通局に属する事務

(イ) 公共施設マネジメントに関する事務

ウ 大庭千賀子副市長

(ア) 企画調整局、市民文化スポーツ局、保健福祉局、子ども家庭局及び公営競技局に属する事務

(2) 市長の職務を代理する順序は、次のとおりです。

第一順位 稲原 浩副市長

第二順位 片山 憲一副市長

第三順位 大庭千賀子副市長

この規則は、令和5年4月1日から施行することにしました。

北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第16号

北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則

(北九州市副市長事務分担規則の一部改正)

第1条 北九州市副市長事務分担規則(昭和42年北九州市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条 稲原 浩副市長の項第1号中「、企画調整局」及び「、市民文化スポーツ局、保健福祉局、子ども家庭局」を削り、同項に次の1号を加える。

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、他の執行機関の職員に補助執行させている職務

第2条 西田幸生副市長の項中「西田幸生副市長」を「片山憲一副市長」に改め、同項第1号中「、交通局及び公営競技局」を「及び交通局」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条に次のように加える。

大庭千賀子副市長

(1) 企画調整局、市民文化スポーツ局、保健福祉局、子ども家庭局及び公営競技局に属する事務

第3条第1項中「両副市長」を「3副市長」に改める。

(北九州市長代理順序規則の一部改正)

第2条 北九州市長代理順序規則(昭和42年北九州市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第二順位 副市長 西田幸生」を「第二順位 副市長 片山憲一  
第三順位 副市長 大庭千賀子」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北九州市告示第100号

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

北九州市長 武内和久

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示

北九州市中小企業融資制度要綱（昭和44年北九州市告示第55号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「経営力強化保証制度要綱（中小企業庁制定平成24年9月20日付け中庁第1号）」を「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱（中小企業庁制定令和3年3月10日付け中庁第2号）」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第32条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。）の支援を受ける」を「事業再生を行う」に、「融資し、経営力の強化」を「融資することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって中小企業の活力の再生」に改め、同条第1号中「中小企業者」の次に「で、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条第2項に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画その他の市長が別に定める事業再生の計画に従って事業再生を行うもの」を加え、同条第5号を次のように改める。

（5） 融資期間 180月（60月間の据置期間を含む。）以内とする。

第19条第1号エ中「（平成25年法律第98号）」を削り、同条第5号中「24月間」の次に「（次号ウの規定により保証人を徴しない場合は、12月間）」を加え、同条第6号に次のように加える。

ウ イの規定にかかわらず、第1号イ、ウ又はオに該当する者（ウに該当する者は、法人に限る。）で市長が別に定めるものについては、保証人は、徴しない。

第19条第7号中「以内」の次に「（前号ウの規定により保証人を徴しない場合は、当該率に0.2パーセントを加算した率）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市中小企業融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以後に融資の申込みをした者について適用し、同日前に融資の申込みをした者については、なお従前の例による。

北九州市告示第 1 2 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3 2 8 5	笹田 2 6 号 線	八幡西区大字笹田 9 8 7 番 5 から 八幡西区大字笹田 9 8 7 番 5 まで	6.0	12.6

北九州市告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
3285	笹田26号線	前	八幡西区大字笹田987番5地先から 八幡西区大字笹田1037番3まで	2.3 ～ 4.0	25.7
		後	八幡西区大字笹田987番5地先から 八幡西区大字笹田1037番3まで	4.5 ～ 10.0	25.7

北九州市告示第 1 2 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、し尿処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 4 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
一般社団法人北九州市 環境保全協会	北九州市若松区南二島 五丁目 1 番 1 6 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで



北九州市告示第126号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月4日

北九州市長 武内和久

施設等の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
貴船保育園	一時預かり事業	北九州市小倉北区貴船町9番5号	社会福祉法人鷹羽会	令和5年3月28日
石峰保育所	一時預かり事業	北九州市若松区今光一丁目19番25号	社会福祉法人石峰保育所	令和5年3月28日

北九州市公告第196号

福岡県知事より次の北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

令和5年4月4日

北九州市長 武内和久

1・4・44－9号戸畑枝光線（牧山ランプ～枝光ランプ）

1・4・44－9号戸畑枝光線（戸畑～牧山）

7・6・44－3号元宮南鳥旗線

北九州市公告第197号

北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和5年福岡県告示第228号及び令和5年福岡県告示第229号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月4日

北九州市長 武内和久

- 1 都市計画事業の種類  
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
1・4・44－9号戸畑枝光線（牧山ランプ～枝光ランプ）	北九州市八幡東区東田五丁目及び大字枝光並びに戸畑区牧山五丁目及び牧山海岸
1・4・44－9号戸畑枝光線（戸畑～牧山）	北九州市戸畑区大字戸畑、川代一丁目、元宮町、明治町、南鳥旗町、汐井町、銀座一丁目、牧山海岸及び幸町地内
7・6・44－3号元宮南鳥旗線	北九州市戸畑区元宮町、明治町、南鳥旗町及び汐井町地内

- 3 施行者の名称  
北九州市
- 4 事務所の所在地  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建設局道路部街路課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第198号

福岡県知事より次の北九州広域都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

令和5年4月4日

北九州市長 武内和久

1・4・44－9号戸畑枝光線

7・6・44－3号元宮南鳥旗線

北九州市公告第199号

北九州広域都市計画道路事業の認可の告示（令和5年福岡県告示第227号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月4日

北九州市長 武内和久

- 1 都市計画事業の種類  
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
1・4・44－9号戸畑枝光線	北九州市戸畑区大字戸畑、川代一丁目、幸町、元宮町、明治町、南鳥旗町、汐井町、銀座一丁目、牧山海岸及び牧山五丁目並びに八幡東区大字枝光及び東田五丁目地内
7・6・44－3号元宮南鳥旗線	北九州市戸畑区元宮町、明治町、南鳥旗町及び汐井町地内

- 3 施行者の名称  
北九州市
- 4 事務所の所在地  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建設局道路部街路課  
なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第 200 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 5 年 4 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区上上津役二丁目 8 4 5 番 3、8 4 6 番 1 及び 8 4 8 番 1	福岡県宗像市赤間 3 丁目 5 番 20 号アパートメント・スクエア 5 番館 202 号 大森誠之

北九州市公告第201号

国土交通省九州地方整備局長より次の北九州広域都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、これを北九州市建築都市局計画部都市交通政策課において公衆の縦覧に供する。

令和5年4月4日

北九州市長 武内和久

1・4・44－9号戸畑枝光線

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北九州市教育委員会  
教育長 田島裕美

北九州市教育委員会規則第2号

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則

(北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和43年北九州市教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条 学校教育部学校教育課の項に次の1号を加える。

(4) 幼児教育センターに関すること(他課の主管に属するものを除く。)

第3条第2項及び第5条第3項中「給与厚生担当課長」を「制度サービス担当課長」に改める。

(北九州市教育機関事務分掌規則の一部改正)

第2条 北九州市教育機関事務分掌規則(昭和50年北九州市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

学校教育部	生徒指導課	北九州市立金田教育支援センター	第4類	所長
-------	-------	-----------------	-----	----

」を

「

教職員部		北九州市立教育センター	第3類	所長
学校教育部	生徒指導課	北九州市立金田教育支援センター	第4類	所長

」に、

「

		北九州市立特別支援教育相談センター	第3類	所長
次世代教育推進部		北九州市立教育センター	第3類	所長

」を

「

		北九州市立特別支援教育相談センター	第3類	所長
--	--	-------------------	-----	----

」に



改める。

別表第2の金田教育支援センター  
若園教育支援センターの項の前に次のように加える。  
相生教育支援センター  
黒崎教育支援センター  
教育センター

研修研究支援係

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 教育に関する専門的及び技術的な事項の調査及び研究に関すること。
- (3) 教育関係職員の研修に関すること。
- (4) 教育相談（不登校又は不登校のおそれがある児童生徒及び特別支援教育に関するものを除く。）に関すること。
- (5) 教育に関する資料及び情報の収集及び提供に関すること。

別表第2の教育センターの項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正)
- 2 北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和53年北九州市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「教職員部給与厚生担当課長」を「教職員部制度サービス担当課長」に改める。

別表中

教育支援センター	教育支援センター所長	を
特別支援教育相談センター	特別支援教育相談センター所長	
教育センター	研修研究支援係長	

教育センター	研修研究支援係長	に
教育支援センター	教育支援センター所長	
特別支援教育相談センター	特別支援教育相談センター所長	

改める。

北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 3 号

北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則

北九州市立高等学校学則（昭和 3 9 年北九州市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条各号列記以外の部分中「学科、入学定員及び」を「学科の区分及び名称、入学定員並びに」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

（ 2 ） 学科の区分及び名称並びに入学定員 次のとおり

ア 普通教育を主とする学科 未来共創科 1 2 0 人

イ 専門教育を主とする学科 情報ビジネス科 8 0 人

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 1 条の規定は、令和 6 年度の入学者から適用し、令和 5 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

北九州市教育委員会訓令第1号

庁中一般

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める

。

令和5年3月31日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「給与厚生担当課長」を「制度服務担当課長」に改める。

別表の給与（退職手当を除く。）の項、退職手当の裁定及び支給（支給制限及び差止めを除く。）の項及び児童手当の項中「給与厚生担当課長」を「制度服務担当課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会教育長訓令第3号

庁中一般

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程（昭和44年北九州市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「給与厚生担当課長」を「制度サービス担当課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

北九州市選挙管理委員会告示第13号

令和5年2月5日執行の北九州市長選挙における候補者の選挙運動に関する第2回目以降の収支報告書の要旨は、別紙のとおりである。

令和5年3月30日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 富 増 健 次

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

令和5年2月5日執行 北九州市長選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選挙運動費用額) 19,982,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	津森 洋介	所属党派	無所属	期間	令和5年2月20日 から 令和5年2月20日 まで	第2回分
出納責任者氏名	戸町 志穂					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	0 円	
北九州市政治経済研究会		446,050 円		家屋費		
				選挙事務所費	0	
				集合会場費	0	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	445,500	
				広告費	0	
				文具費	0	
その他の寄附	0件	0		食糧費	0	
				休泊費	0	
その他の収入		0		雑費	550	
今 回 計		446,050		今 回 計	446,050	
前 回 計		10,485,558		前 回 計	9,470,558	
総 計		10,931,608		総 計	9,916,608	
支出のうち公費負担相当額		項 目		金 額		
		ビラの作成		490,000 円		
		ポスターの作成		495,000 円		
報告書受理年月日		令和5年2月24日		第2回報告分		

候補者氏名	清水 宏晃	所属党派	無所属	期間	令和5年2月21日 から 令和5年2月28日 まで	第2回分
出納責任者氏名	清水 宏晃					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費	167,500 円	
		円		家屋費		
				選挙事務所費	130,900	
				集合会場費	0	
				通信費	0	
				交通費	0	
				印刷費	555,500	
				広告費	27,500	
				文具費	0	
その他の寄附	0件	0		食糧費	0	
				休泊費	0	
その他の収入		0		雑費	0	
今 回 計		0		今 回 計	881,400	
前 回 計		3,000,000		前 回 計	848,218	
総 計		3,000,000		総 計	1,729,618	
支出のうち公費負担相当額		項 目		金 額		
		ビラの作成		円		
		ポスターの作成		円		
報告書受理年月日		令和5年2月28日		第2回報告分		

候補者氏名	武内 和久	所属党派	無所属	期間	令和5年2月21日 から 令和5年3月17日 まで	第2回分
出納責任者氏名	武内 和久					
収入				支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	人件費		0 円
				家屋費		
				選挙事務所費		0
				集会会場費		0
				通信費		17,484
				交通費		0
				印刷費		0
				広告費		0
				文具費		0
その他の寄附	0件	0		食糧費		0
				休泊費		0
その他の収入		0		雑費		0
今回計		0		今回計		17,484
前回計		10,000,000		前回計		5,887,114
総計		10,000,000		総計		5,904,598
				項目	金額	
支出のうち公費負担相当額				ビラの作成	476,000 円	
				ポスターの作成	1,089,000 円	
報告書受理年月日				令和5年3月24日	第2回報告分	

北九州市選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和5年3月30日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 富増健次

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数  
1万5,622人
- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
19万6,849人
- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数  
門司区 2万6,777人  
小倉北区 5万344人  
小倉南区 5万7,747人  
若松区 2万2,359人  
八幡東区 1万8,133人  
八幡西区 6万9,154人  
戸畑区 1万5,852人
- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置



協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数  
13万182人

福岡北九州高速道路公社公告第3号

国土交通省九州地方整備局長による都市計画事業の認可告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月4日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 喜 安 和 秀

1 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業1・4・44-9戸畑枝光線

2 施行者の名称

福岡北九州高速道路公社

3 事務所の所在地

福岡市東区東浜二丁目7番53号

4 事業地の所在

収用の部分

北九州市戸畑区大字戸畑、川代一丁目、幸町、元宮町、明治町、南鳥旗町、汐井町、銀座一丁目、牧山海岸及び牧山五丁目並びに八幡東区大字枝光及び東田五丁目地内

使用の部分

北九州市戸畑区川代一丁目、幸町、汐井町、銀座一丁目、元宮町、明治町、牧山海岸、牧山五丁目並びに八幡東区大字枝光地内

福岡北九州高速道路公社公告第4号

道路の工事を行うので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月4日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 喜安和秀

1 路線名

北九州市道 北九州高速5号線

2 工事の区間

北九州市戸畑区大字戸畑地内から北九州市八幡東区東田五丁目地内まで

3 工事の種類

新設工事

4 工事開始の日

令和5年4月5日